
岡山県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「11 府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/8/31 18:00

1. はじめに

本書は、岡山県観光支援事業（11 府県ふっこう周遊割）における支援金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 岡山県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. 事務局連絡先	6
5. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	6
6. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7
7. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて	7

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 岡山県観光支援事業について

(1) 概要

岡山県観光支援事業（11 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、岡山県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（支援金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。「周遊旅行促進事業」と「ボランティア活動促進事業」、「代替交通手段の活用による旅行促進事業」の 3 事業があります。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県において、岡山県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、岡山県内での宿泊に係る料金に対して支援金を交付します。

支援金を受けるためには、旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）に参加する方法と、旅行者自身が支援金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類があります（2つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) ボランティア活動促進事業とは（対象となる内容）

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた地域を支援するため、岡山県内のボランティア活動に参加する方が岡山県内において行った 2 泊以上の連続した宿泊に係る料金に対して支援金を交付します。ボランティア活動参加前日又は当日のいずれかの宿泊料金とします。活動後にボランティア活動参加者自身で支援金を請求する必要（後述の「3. 申請手続きについて」参照）があります。

(4) 代替的交通手段の活用による旅行促進事業とは（対象となる内容）

平成 30 年 7 月豪雨による風評被害の影響の排除に向けて、地域の観光を支援するため、公共交通事業者等（レンタカー事業者を含む）が、当該豪雨による被害を受けた地域に発着する代替的交通手段を用意し、かつ正規料金等と比較して低廉な料金を設定した場合に、当該正規料金等との差額を支援します。公共交通事業者等は事前に交付申請書を事務局に提出し、岡山県による交付決定を受ける必要があります。交付決定を受けた公共交通事業者等は代替輸送を実施した後に、支援金を請求します（後述の「3. 申請手続きについて」参照）。

(5) 支援金額

周遊旅行促進事業、ボランティア活動促進事業は一人泊当たり 6,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 6,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支

援金を交付します。また、岡山県の支援上限は、周遊旅行促進事業の「旅行者自身が支援金を請求する方法」について、**1人当たり延べ5泊まで**です。

ボランティア活動促進事業には、宿泊数に上限はありません。

代替的交通手段の活用による旅行促進事業は、従来提供していた交通手段の運賃の40%です。

なお、支援金は予算の範囲内での交付となります。請求時（代替的交通手段の活用による旅行促進事業の場合は交付申請時）に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

（6）対象となる期間

周遊旅行促進事業、ボランティア活動促進事業の対象期間は、**平成30年8月28日（火）以降に予約された、平成30年8月31日（金）から平成30年11月30日（金）までになされた宿泊（平成30年12月1日（土）チェックアウト）**です。

代替的交通手段の活用による旅行促進事業は**平成30年8月31日（金）から平成30年11月30日（金）までになされた代替輸送**です。

（7）対象となる宿泊施設

岡山県内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

（8）注意事項

- ・ 支援金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・ 割引された企画旅行に参加する場合を除き、支援金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・ 各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000円※既に岡山県観光支援事業における6,000円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

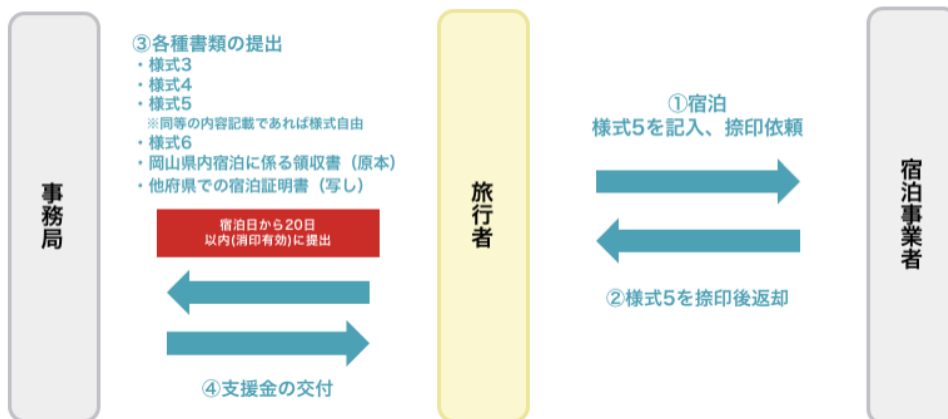
支援金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）
2. 周遊旅行促進事業（上記以外）
3. ボランティア活動促進事業
4. 代替的交通手段の活用による旅行促進事業

(2) 周遊旅行促進事業（割引企画旅行への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

【書類提出の流れ 岡山県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **20日以内（消印有効）** に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「様式5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式3 申請書兼請求書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書（※宿泊施設独自の宿泊証明書でも構いません）
- ・様式6 行程表
- ・岡山県内宿泊に係る領収書（原本）
- ・他府県での宿泊証明書（写し）

2. 事務局が書類受理后 30 日以内に支援金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/okayama.html>

(4) 注意事項

・支援金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「11 府県ふっこう周遊割」岡山県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTБ 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「11 府県ふっこう周遊割」岡山県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は受付）

TEL：086-232-6523 FAX：086-232-1220

メール：okayama_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「11 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

観光で西日本を元気に!!
「11 府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県
11 府県

2018年8月28日(火)予約開始!

新着情報 NEWS

11府県 2018.08.28 8/28(火)より、「11府県ふっこう周遊割」の予約がスタートします。

11府県 2018.08.28 「11府県ふっこう周遊割」お知らせサイトがオープンしました。

7. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて

適宜挿入